

大竹弘一著

『正戦と内戦—カール・シュミットの
国際秩序思想』

(以文社、二〇〇九年)

高橋良輔

「政治的なもの」の黄昏と暁

はじめに—アクチュアリテイの背後へ

二〇一一年二月二十六日、国際連合安全保障理事会は、リビアでの反政府デモに向けられた治安部隊の武力行使に重大な懸念を表明する決議一九七〇を採択した。そこでは、政府による人権の組織的侵害への憂慮、一般市民に対する戦闘行為と暴力の扇動が批判され、「現在行われている広範かつ組織的な攻撃は、人道に対する罪と同然」と宣言される。そして具体的対応としても、国連憲章第七章「平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動」にもとづく行動と同第四二条に沿った兵力の使用を伴わない措置、さらにこの状況を国際刑事裁判所の検察官へ付託することが決定された。しかし最高指導者カダフィによる市民への攻撃は止まず、安保理は三月十七日にはリビアにおける事

態を「国際の平和および安全に対する脅威」と認定。同時に、文民保護のためにリビア全土に飛行禁止空域を設定する(決議一九七三)。その二日後、アメリカ、フランス、イギリスを中心とした多国籍軍はリビア政府軍への空爆を開始し、回国は十月二十三日のカダフィ殺害を受けた全土解放宣言までの約半年間、内戦状態へと陥った。「人道に対する罪」に対して国際社会が遂行した「正戦」は、同時に「内戦」も招来したのである。

本書は、こうしたアクチュアルな国際情勢の背後にある普遍的な人道主義を弾劾していたカール・シュミット(一八八八年—一九八五年)の政治思想に関する研究書である。そのタイトルからもうかがえるように、昨今あらためて注目を浴びているシュミットの国際秩序思想の緻密な再構成を通じて、その政治的思惟の根源に迫っている。以下では、その解釈の道程を辿りつつ、本書の特徴とそこで明らかになる「政治的なもの」の射程を考えてみたい。

1. 本書の道程

まず序論では、シュミットの国際秩序思想と普遍主義、現実主義、そして広域秩序論の関係が示される。彼の普遍主義批判を支えていたのは、ドイツ・ナショナリストの熱情であったが、そこには政治の道德化が孕む欺瞞への鋭い

洞察も結びついていた。その道德的進歩への懐疑は、一見、国際政治学における現実主義を思わせる。だが本書によれば、そうした解釈は彼が理念や概念の闘争として政治を思考していた点を見落としてしまう。むしろ見出されるべきは、権力や国益の指南役でも、主権国家を絶対視するエビゴーンでもなく、理念を具現化した法秩序をヨーロッパという具体的場所に繋ぎ止めようとした法学者の姿であった。ここでは、「普遍化不可能な歴史的に一回的なものへの強いこだわり(二二頁)」。こそ、シュミットの広域秩序構想の基底であり、それが彼を「場所確定の試みが不可避的に場所喪失を随伴してしま(二五頁)」アポリアに投げ込むことが予示される。

なるほど、一九一〇年—一九三〇年代半ばの青年期を扱った第一章が、彼の「理念政治的な立場」の確認に充てられているのは偶然ではない。当時、新カント主義の影響を受けた若き法学者は、一般的規範と個別事例の媒介問題に司法決断による法実践で応えようとしていた。だが他方で、彼は必ずしも個人や国家の価値を事実性や力に還元してはいなかった。むしろ「法生活を規定するのは、反自然主義的なフィクション主義(五五頁)」であり、人間の生や思考を規定する語彙や概念はそれ自体で政治的な重要性を持つ。著者は、まさにこのフィクショ

ン性の自覚から、強力な政治神話への要求と普遍主義のイデオロギーへの徹底的な批判という二面性が生じたと述べる。素朴な理想主義と理念を顧みない現実主義のどちらにも回収されない「概念の政治」という視線こそ、その政治的思惟のあり方であった。

こうしてシュミットの理念政治的な視座を確認したうえで、第二章では一九二三年～一九三八年に展開された国際連盟批判が取り上げられる。第一次世界大戦での敗北と革命の混乱、そしてドイツに負わされたヴェルサイユ体制への反感が、彼の思想の転機になったことは想像に難くない。シュミットから見れば、国際連盟の是非は空間的普遍性ではなく、正統性の保障と同質性の原理によって判断すべきであった。しかし、米ソの狭間にあつた国際連盟にその条件が満たせるわけもなく、またヨーロッパという具体的場所に根差す真の連邦も現れなかつた。むしろこの時期、彼は和戦の決定権が国際連盟に移り、従来の国家間戦争に代わって世界内戦が生じることを危惧している。本書ではこの懸念こそ、彼がすでに一九三〇年代には「近代主権国家の限界を見定めつつ（一五五頁）」あつた証左とされた。

そのため一九三九年～一九四五年の著作を検証した第三章は、シュミットの広域秩序構想の分析へと向かう。それは、もはや状況と合致

していない主権国家間の法秩序でも、西欧列強のヘゲモニーの表現たる普遍主義的な国際法秩序でもなく、具体的な場所確定と結びついた空間秩序でなければならなかつた。いまや「一つの時代と場所に根差した具体的な秩序概念（二七七頁）」であつたドイツ・ライヒや、アメリカ合衆国のモンロー主義、当時の日本が目指した東亜新秩序が、境界設定と相互干渉にもとづく広域秩序のモデルとなる。著者によると、ヨーロッパ公法秩序の生成と没落を描いた『大地のノモス』（一九五〇年）もまた、かの秩序が「具体的な土地と場所に由来することを明らかにするような、国際法の系譜学（一九三頁）」にほかならなかつた。

これを受けて第四章では、一九四五年～一九七〇年の思惟が一つの歴史哲学として読み解かれる。冷戦期のシュミットとその周辺サークルにとつて、「産業—技術発展の絶対化を極限まで押し進めようとする点で、米ソはまさに同型的（二三三頁）」であつた。東西対立は、両者がこの歴史哲学を共有しているために生じた世界内戦であり、世界統一は技術管理による場所喪失をもたらす。このときシュミットは、進歩信仰を示す史的唯物論に抗するヘーゲル解釈、ユダヤ教の終末論的歴史像に対する一回性の強調、災厄をまき散らすパンドラを妻としたエピメテウスへの同一化を通じて、「カテコー

ン（抑止者）」という自己表象を引き出ししている。それは、背教者、不法者、神の詐称者をしばらく阻止するものの（『新約聖書』「テサロニケ人への第二の手紙」）、結局は取り除かれてしまう存在であつた。本書は、「歴史の終焉」をめぐるアレクサンドル・コジェーヴとの書簡で、シュミットが「国家性の時代の終わり」に完全に同意していたことを明らかにしている。

実際、戦後のシュミットの目には、産業社会の安定に汲々とする行政管理装置に墮した国家はもはや政治的なものとは映らなかつた。むしろ、一九六〇年代に全世界へ広がった反植民地闘争や共産主義革命のバルチザンこそ、「国家に代わる政治的なもの（三二〇頁）」と目される。古今の土着的バルチザンが郷土に根ざして戦い、歴史的進歩に抵抗してきたために、シュミットは彼らの姿に歴史の加速に抗うカテコーンの影を追い求めた。だがすでにレーニン以降、バルチザンも世界的な共産主義革命の担い手として具体的な土地から切り離され、技術的進歩や自己の正統化のために世界政治の駒となつていく。第五章の分析は、主権国家や広域秩序に続くバルチザンによる場所確定への期待も挫折に終わり、結局、シュミットが場所喪失の懊悩から逃れられなかつたことを示している。

こうして第六章では、焦点は再び「政治

的なもの」へと差し戻される。一九四五年～一九八〇年代半ばの死に至るまで公職を追われたシュミットにとって、場所喪失は理論家としての自らの立場に埋め込まれた苦悩となっていた。「いかなる語彙や概念も、公共性のなかで流通するようになるや、それが本来担っていた意図からは切り離されて、他者が任意に解釈・消費できるようになる(三八五頁)」という本書の表現は、言語政治こそ場所喪失が不可避なことを露わにする。それはこの時期に、彼のままざしが主権的決断の直接性を蝕む間接権力に向けられたことと無縁ではない。権力者が強大になるほど、廷臣や側近といった「権力の前室」に依存していく「権力と無力の弁証法」は、主権という規範的概念よりも統治技術である執行権力が優位に立つことを意味した。また、戦後のボン共和国では、「正常性」を護持する役割が連邦憲法裁判所に託されたが、それは結局、シュミットがヴァイマル期に提起していた「憲法の番人」問題の変奏であり、合法的革命をいかに阻止するかという課題への応答にほかならなかつたのである。

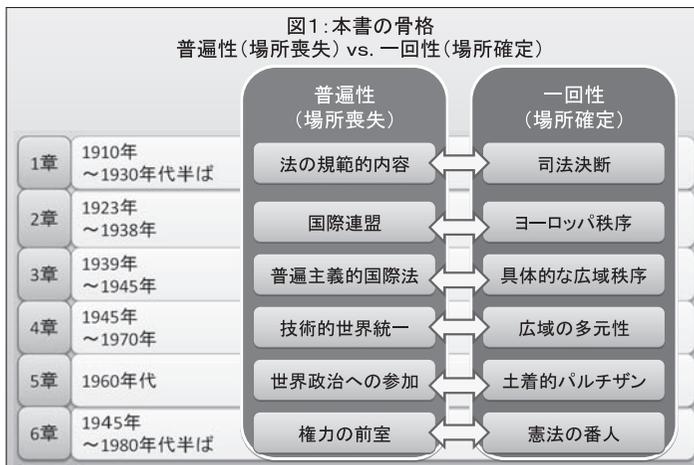
最後に結語では、今日、シュミットの国際秩序思想が有するアクチュアリティが検討される。冷戦終結以降、ソマリア介入、ユーゴ空爆、アフガン戦争、イラク戦争等を通じて、「グローバルな軍事・警察行動の正統化」という問題

(四七三頁)は、彼の時代以上に切実なものとなった。著者は、それを単なる力の政治に還元することにも、また普遍的合意の調達に限定することにも異論を唱え、「政治的なものは直接的な主張対立のうちに見られるだけでなく、こうした対立が起こり調停される舞台そのものの決定という、より根本的なレベルで作用しているということ(四七五頁)」を示した点に、シュミットの洞察の意義を見出していく。すなわち、グローバル化も一つの政治的なプロセスであり、グローバルな例外状態の空間こそ、現在の批判的思考の出発点になるという主張で本書は締めくくられるのである。

2. 国際秩序思想を規定するもの

もとより本書の浩瀚な内容を網羅することはできないが、以上の内容を敢えて図式化すれば、一章では法の規範的内容と法実践としての司法決断、二章では国際連盟とヨーロッパ秩序、三章では普遍主義的国際法と具体的な広域秩序、四章では技術的な世界統一と広域の多元性、五章では世界政治と土着的バルチザン、六章で「権力の前室」と「憲法の番人」問題の回帰が前景化される。その意味では、本書の第一の特徴は、多様な局面をもつシュミットの思考を一貫して普遍性と一回性の緊張関係の産物として再構成したところにある(図1)。従来、日本におけ

図1: 本書の骨格
普遍性(場所喪失) vs. 一回性(場所確定)



るシュミット研究は、その多くがヴァイマル期やナチス期の公法理論、すなわち「第三帝国の桂冠学者」の側面に注目してきた。それは、いわば近代主権国家論の「極北」として彼の政治思想を読むことを意味する。これに対して本書では、「政治的なもの」をめぐるシュミットの思考に抜きがたく絡みついている「普遍と特

殊」のアポリアを浮き彫りにすることで、政治的な問いかけがいつもそこに回帰していくようなメタレベルの力学が明らかになる。

また第二の特徴は、この普遍と特殊という古来の対立軸が、シュミットによって「場所喪失と場所確定」をめぐる空間秩序論へと紡がれていく様相を詳らかにしたことである。『大地のノモス』冒頭で述べられたように、シュミットにとつて法は秩序と場所の具体的な統一でなければならなかった。このため、空虚な普遍性をもたらす場所喪失と具体的な一回性として生起する場所確定の相克こそ、彼の国際秩序思想の根幹となる。かつて英国学派の父祖マーティン・ワイトは、「政治研究に向けられた知的活力のほとんどすべてが主権国家への信頼に吸収されていった」と述べたが（「国際理論はなぜ存在しないのか」）、本書が描くシュミット像にこの言葉は当てはまらない。すでに彼自身、「政治的なものとは、国家的なもの」とされる。これは明らかに不満足な循環論法である」と述べ（『政治的なものの概念』、諸国家世界の多元性に政治的なものの範型を見ていた。近年、シュミットの国際政治思想の研究は一種の流行にさえなっているが、その空間秩序論の枠組みを規定する場所喪失と場所確定の相克を炙り出したことは、本書の重要な貢献であろう。

そして第三の特徴は、本書が一九一〇年代の

青年期や第二次世界大戦後の隠遁生活下のシュミットの思索にも光を投げかけたことである。著者が自負するように、これにより「ここ数年のアクチュアルな政治情勢に引き付けたシュミット解釈にとどまることなく、彼の思想を内在的に研究」することが可能になった（あとがき）。そこでは、全体主義国家のイデオログ、政治的なものの悪魔的な魅力の喧伝者は後景に退き、むしろ時代の流れに抗して思考し、幾度も挫折を余儀なくされる一人の保守主義者が現れる。皮肉にも、その姿はヴァルター・ベンヤミンの「歴史の天使」を思わせるだろう。ベンヤミンは進歩を風に喩え、こう書いていた。「きつと彼は、なろうことならそこにとどまり、死者たちを目覚めさせ、破壊されたものを寄せ集めて繋ぎ合わせたいのだろう。ところが菜園から風が吹きつけていて、それが彼の翼にはらまれ、あまりの激しさに天使はもはや翼を閉じることができない。この風が彼を、背を向けている未来の方へ引き留め難く押し流していき、その間にも彼の眼前では、瓦礫の山が積み上がって天にも届かんばかりである」（「歴史の概念について」）。本書は、シュミットの国際秩序思想を史的に再構成することで、二〇世紀の潮流に抗した一人の政治理論家の思惟の歩みを露わにすることにも成功している。

3. 政治理念をめぐる不完全性定理

それでは、本書が開示した政治的思惟の射程を我々はどうのように受け止めるべきであろうか。たしかにそこで指摘されたように、その国際秩序思想は「場所確定の試みの必然的な挫折（二六頁）」を示していた。国際連盟に対置された真の連邦・広域秩序・ヨーロッパ公法秩序、あるいは差別化する戦争（正戦）や世界内戦に対する戦争の枠づけ（伝統的戦争）・土着的パルチザンの擁護はことごとく挫折に終わる。このことは、シュミットの多面的な思考を「政治的なもの」の没落の物語として読むことへと誘うだろう。

まず、著者がハンス・ブルーメンベルグとの論争のなかから拾い上げているように、シュミットの歴史観は『政治神学』で示された世俗化テーゼによつて特徴づけられる。それはテクノクラートによる人間の管理に行き着き、「取得のための闘争」の終わりとして「生産と分配の時代」の始まりを意味する。ここにおいて、シュミットが「政治的なもの」の後退を危惧していたことは明らかであろう。

また本書が示した彼の世界観は、具体的な場所性へ強く固執するものであった。だがこれも、広域秩序論の挫折とヨーロッパ公法秩序の場所喪失への慨嘆に終わる。そこに通奏低音として流れているのは、ヨーロッパのアイデンティ

テイへのノスタルジーに過ぎない。彼にとつて、ヨーロッパの手中から抜け出て、米ソの間で繰り広げられる世界内戦は、もはや「政治的なもの」ではなく、技術的な管理の拡大でしかなかった。

それゆえ、彼が自らの人間像を歴史の加速を押しとどめるカテコーンの隘路に重ね合わせたともうなずける。普遍的人道主義に対するシュミットの敵意はよく知られているが、本書では、彼がまた未来を予見するプロメテウスのな人間像にも批判的であつたことが明らかにされた。その近代的人間観に対して、シュミットはむしろ、気づかぬうちに歴史の加速に任せてしまうエピソードの悲劇性を強調している。

そして本書の分析に従うならば、人間が振るう権力へのまなざしもまた、ある逆説へと至つていた。彼が当初称揚した法実践や主権的決断への期待は、戦後には強大な権力者ほどその「前室」に依存していくというニヒリズムへと没落していく。著者の述べる「権力と無力の弁証法」は、主権者さえ絡め取つてしまう現代社会のアンモルフな間接権力へのシュミットの不安を露わにしている。

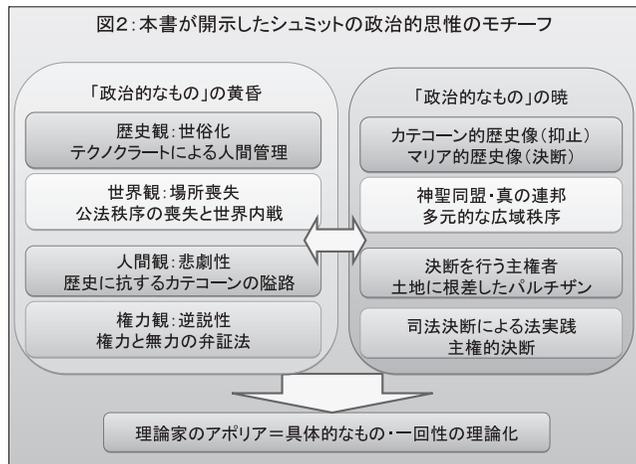
こうして本書が浮き彫りにしたシュミットの政治的思惟は、時間的にも空間的にも、あるいは実存的にも政治的にも、彼が擁護した「政治的なもの」の黄昏へと行き着く。しかし同時に

そこでは、歴史観・世界観・人間観・権力観の各局面で迫りくる黄昏に対して、彼がその都度、「概念の政治」いわば理念政治的な抗争を試みたことも示されている。

例えば世俗化をもたらす終末論的な歴史観については、シュミットは抑止者としてのカテコーンの歴史像や一回的状况に決断で応じるマリヤ的歴史像を、また場所喪失をもたらす世界内戦に関しては、かつての神聖同盟や真の連邦、あるいは多元的な広域秩序が対置される。さらに、カテコーンが運命づけられた隘路に対しては、決断を行う主権者や土地に根差したパルチザンが向き合い、司法決断による法実践や主権者による決断という前期の主張は、後期に見出される間接権力の浸食への対抗措置にもなつていた(図2)。

むしろこれらの「オルタナティブ」は、彼が見た黄昏に続く、「来たるべき暁」を展望したわけではない。結局、シュミットのまなざしは、かつて黄昏の前に去来していたはずの暁に向けられたままであつた。この意味では、彼はやはり保守革命に与する思想家である。過去に生じた具体的なものの、その一回性を理論化し、投射するという営為は、理論家が直面する巨大なアポリアを体現している。だがその成否に関わらず、彼は当時の主流と見なされた思潮に抗い、それに代わる理念や概念の側に立つた。本書の

図2: 本書が開示したシュミットの政治的思惟のモチーフ



構造は、いわばその政治的思惟それ自体が、いつもすでに行為遂行的に「政治的なもの」を体現していたことを暗示する。それは、シュミット自身の挫折とは対照的に、いかなる普遍主義的な言説にもそのオルタナティブがあり得ること、それゆえに「政治的なもの」は終わり得ないことを意味するだろう。敢えて喩えれば、ここでは、政治理念をめぐる不完全性定理にとも

なう矛盾こそ、「政治的なもの」の永遠の故郷であることが明らかにされたのであった。

むすびにかえて——黄昏と暁の普遍性と一回性
 以上ここでは、本書の道程とその特徴、そしてそこで開示された政治的思惟の射程を考察してきた。シュミットが立ち返ろうとした大地 (the Erde || 地球) がまわる限り、黄昏のあとには、やがては暁が来る。しかしその暁は、もはや以前のものとは同じではない。彼は、自らが生きた時代の「政治的なもの」の黄昏を透徹した知性で把握したが、その理論はかつての暁の回顧にとどまり、必ずしも次に来るべき曙光を仰ぐことはなかった。

もつとも本書が随所で触れているように、シュミットの政治的思惟は、今日まで多くの思索者を刺激し、新たな暁を模索させてきた。空間秩序と世界内戦の視点を受け継いだ「ハイデルベルグ・グループ」や彼の批判を反転させた「テクノクラシー的保守主義」、あるいは一九七〇年代末からヨーロッパで注目を集めた新右翼と闘技的多元主義を唱えて新左翼の活性化を図るシャントラル・ムフ、スラヴォイ・ジジェクやジョルジュ・アガンベンの哲学的思考、さらにはしばしばシュミットへの批判を通じてその政治理論を紡いできたユルゲン・ハーバーマスのに至るまで、その正負の遺産は左右の党派を

超えて広がっている。

自身ユダヤ人として数々の受難をくぐり抜けてきたジグムント・バウマンが最近の対談で述べたように、シュミットが主権的な決定権力を称揚したことは非難されるべきだとしても、彼が二十世紀の国際連盟や国際連合に見出した問題それ自体は、今も決して解消されていない。冒頭で見たリビアへの「人道的介入」もまた、二〇〇〇年の「干渉と国家主権に関する国際委員会 (ICSS)」報告書、二〇〇五年の国連首脳会合成果文書、そして二〇〇六年の安保理決議一六七四で再確認された「保護する責任」、一九九八年に採択された国際刑事裁判所規定 (ICC 規定) といった「理念政治」の延長線上にある。これらの国際的な人道主義を、普遍主義のイデオロギーとして批判するか、それとも必要な政治神話として引受けるかの決断は、今日再び我々に委ねられていると言えよう。

もちろんシュミットの国際秩序思想は、「劇業につき、取り扱い注意」である。だがその洞察は、同時に「人間は天使でも野獣でもない。不幸なことに天使になろうとすると野獣になってしまう」というパスカルの断章を思い起こさせる。「政治的なもの」の根源に肉迫したその思惟の可能性と限界は、おそらくシュミット自身の意図さえ裏切つて、今後も黄昏と暁の普遍性と一回性のごとく、更新され続けていくだろう。

う。彼の国際秩序思想の「秘奥」を緻密な再構成で詳らかにした本書が、その重要な一階梯であることは間違いない。